

(仮 称) 知 内 風 力 発 電 事 業
環 境 影 響 評 価 方 法 書 に つ い て の
意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令和 6 年 5 月

知内風力開発株式会社

(白紙のページ)

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解	5

(白紙のページ)

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 2 月 29 日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙 1 参照]

令和 6 年 2 月 29 日（木）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・北海道新聞（朝刊）
- ・函館新聞（朝刊）

※令和 6 年 3 月 18 日（月）、3 月 19 日（火）に開催する説明会についての公告を含む。

② 広報による公告

[別紙 2 参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ふくしま 3 月号

また、知内町の広報に別紙 2（2）に示す折り込みチラシを入れ込み、配布した。

③ インターネットによるお知らせ

[別紙 3 参照]

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト
- ・知内町のウェブサイト
- ・当社のウェブサイト

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

- ・ 北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課 : 北海道函館市美原 4 丁目 6-16
- ・ 知内町役場 : 北海道上磯郡知内町重内 21-1
- ・ 福島町役場 : 北海道松前郡福島町字福島 820

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/shiriuchi/>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 2 月 29 日（木）から令和 6 年 4 月 1 日（月）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 3 名であった。

（内訳）北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課	1 名
知内町役場	2 名
福島町役場	0 名

（参考）インターネットによる閲覧 384 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和6年3月18日（月）15時00分から16時00分まで
- ・ 開催場所：福島町福祉センター（北海道松前郡福島町三岳32-3）
- ・ 来場者数：4名

- ・ 開催日時：令和6年3月19日（火）15時00分から16時30分まで
- ・ 開催場所：知内町中央公民館大研修室（北海道上磯郡知内町重内21-1）
- ・ 来場者数：11名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年2月29日（木）から令和6年4月15日（月）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は9通、意見総数は61件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は61件であった。なお、意見は原文のままの記載としている。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	今回の対象地域はクマタカの生息密度が非常に濃い地域であり、風車の建設は望ましくない。	既存資料調査で示しておりますように、対象事業実施区域周辺にはクマタカが生息しているものと認識しております。このため今後実施する希少猛禽類調査でクマタカの生息状況を把握し、その結果を基に、専門家等のご意見を頂きながら適切に予測・評価を行ってまいります。
2	図 3.1-39 で示されたクマタカの生息分布は全くのデタラメであり、全く信用に値するデータでは無い。 そもそも、手引きそのものがない加減なものである。	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)によるクマタカの生息分布について方法書3.1-39ページ、図3.1-20(2)に掲載しておりますが、本データは平成9年度より環境省、経済産業省、国土交通省が実施(林野庁協力)した希少猛禽類調査を基に取りまとめられたものです。現地調査のほか、既存資料調査及びアンケート調査も含めて1990年から2002年3月までのクマタカの生息情報をメッシュ単位で示したものであり、対象事業実施区域及びその周囲についてはクマタカの生息確認メッシュに該当しております。
3	図 3.1-16 で示された鳥類の渡りルートにおいても、対象地域での調査は行われていないにもかかわらず、いかにも対象地域が渡りのルートになっていないと思わせる表記は赦される物では無い。	図 3.1-16 でお示ししている渡りルートはGPSによる追跡調査結果であるため図示されている飛跡は限られたデータであることから、対象事業実施区域からは外れているものの、対象事業実施区域を通過する可能性はあるものと考えております。また、専門家からのご意見も踏まえて、渡り鳥の調査時期、調査地点等について設定し、対象事業実施区域及びその周囲の渡り鳥の状況をしっかりと把握できるよう、現地調査を行ってまいります。
4	他の風発事業でも言える事だが、対象面積の広さに対して鳥類調査員の数が少なすぎる。 少なくとも風車1基辺り1名以上の比率で調査員を確保して頂きたい。	希少猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域から1.5km程度の範囲としており、この調査範囲を概ね網羅的に観察できる地点を設定しており、風力発電機周囲の視野は確保できております。現地を確認した上で調査地点を設定していますが、現地調査を実施していく中で、猛禽類の出現状況も踏まえ、適宜調査地点を追加してまいります。 渡り鳥の調査地点に関しては、白神岬を通過した個体が対象事業実施区域内を通過する可能性を考慮し、白神岬を通過する渡り鳥が調査範囲周辺を通過する場合、春は南西から北東、秋は北東から南西方向という方向軸と考えており、専門家等のご意見も踏まえ、その方向軸を中心として海岸寄り、対象事業実施区域上空、内陸側(区域西側)の範囲を確認できるように地点を配置しています。

(表は前ページの続き)

5	<p>最近の風発事業の増加に伴い、鳥類調査員の数が足りなくなり、中には非常に低レベルの調査員も調査に参加している現状があります。調査員の質を事前に審査する事は実質不可能ではあるが、持っている機材によってある程度判断出来る事も多い。 最低でも雲台上に7~10倍双眼鏡、18~30倍双眼鏡、望遠鏡 or デジスコ or ビデスコ or デジタルカメラなど3連システムを使いこなし、猛禽類を確認中に無線で出現場所を正確に伝える事が出来る調査員が必要である。</p>	<p>希少猛禽類調査及び渡り鳥調査では、双眼鏡や望遠鏡(フィールドスコープ)、デジタルカメラなどを使用し、可能な限り詳細な行動を記録します。また、無線機を用いて各地点間で連携を計りながら実施してまいります。</p>
---	---	---

(意見書2)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
6	<p>日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、北海道上磯郡知内町で計画されている(仮称)知内風力発電事業(事業者:知内風力開発株式会社、最大48,000kW、基数:最大12基)の環境影響評価方法書(作成委託事業者:日本気象協会)に関する意見を述べる。</p> <p>1. 保護林への影響を配慮した計画にすべき 本事業で設置が計画されている風力発電機12基のうち1基(No.9)は、林野庁北海道森林管理局が設置したムズルセ川トドマツ希少個体群保護林、および環境省の特定植物群落である知内トドマツ林から1kmほどの位置に計画されている。さらには、伐採や土地の改変の可能性がある対象事業実施区域は同保護林に隣接している。ムズルセ川トドマツ希少個体群保護林は、トドマツ自生地南限地帯で温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群、環境省の特定植物群落の知内トドマツ林はトドマツの南限分布限界の個体群とされている。 2021年度に林野庁により実施された保護林のモニタリングによると、ムズルセ川トドマツ希少個体群保護林は樹高20m以上、胸高直径30cm以上のトドマツの針葉樹林であり、一部に風倒木がみられる。同保護林および林縁部を伐採し切土および盛土を行う可能性のある当計画は、森林の環境を大きく変化させる恐れがあり、保護林機能の喪失および特定植物群落の変質につながる恐れがある。このようなことから、同保護林の隣接地域を対象事業実施区域から除外すべきである。</p>	<p>希少個体群保護林の周囲に分布する特定植物群落や自然林については、今後現地調査を行い、詳細設計の熟度が高まった段階で、対象事業実施区域の絞り込みを行う予定です。 それらに内包されている保護林は対象事業実施区域に含まれていますが、保護林の改変は行いません。その旨を2章の検討経緯に文言で記載いたしました。また、保護林の周囲についても改変を行わないよう配慮いたします。 No.9の風力発電機が位置する植生はササ群落(V)であり、保護林、特定植物群落及びそれらの林縁部には該当しないものと考えております。風力発電機の管理用道路についても資料編にお示ししている改変区域図のとおり、既設道路を極力活用することとしており、現段階の計画においては保護林や特定植物群落及びそれらの林縁部には該当しないものと認識しております。</p>
7	<p>2. 自然環境への懸念がある事業予定地南側の調査地点が不足している 本環境影響評価方法書で示されている自然環境の調査は対象事業実施区域の北側に極端に偏っており、風力発電機5基を設置予定の南側エリアは、植生自然度が高いにも関わらず調査地点が少ない。例えば、南側エリアの哺乳類の調査地点は10ヶ所中1ヶ所、魚類・底生動物の調査地点は10ヶ所中0ヶ所である。このような調査地点の配置計画では、事業による自然環境への影響を十分に正しく評価することは不可能である。特に同地域はクマタカの生息地とされるが、風力発電機設置予定地No.7、No.8から最</p>	<p>対象事業実施区域南側エリアに関しまして、植物相調査では踏査で確認を行います。植生調査に関しても、現地の植生状況を確認しながら南側エリアの自然度の高い植生においても地点を設定して、調査を実施します。なお、対象事業実施区域周辺はヒグマ遭遇の危険性を考慮し、調査地点の選定に当たっては車両通行可能な範囲に設定することを考えております。 南側エリアの哺乳類の調査地点については、小型哺乳類捕獲調査では1地点のみの設定であるものの、極力フィールドサイン調査で踏査を行うことを考えております。 魚類・底生動物の調査地点は、工事による濁</p>

(表は前ページの続き)

	<p>も近いクマタカの定点観察調査地点(St. 11)は約 4km も離れた森林内で計画されている。このような離れた場所の森林内から、クマタカの飛翔状況を正確に調査することは困難であり、影響評価を行うことは不可能である。</p> <p>事業予定地の南側エリアでの全自然環境の調査地点、特にクマタカの定点観察調査地点を大幅に増やすべきである。</p>	<p>水影響を考慮し、現段階の風力発電機位置から濁水が流入する可能性がある河川を対象に調査地点を設定しております。</p> <p>希少猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域から 1.5km 程度の範囲としており、この調査範囲を概ね網羅的に観察できる地点を設定し、風力発電機周囲の視野は確保できております。現地を確認した上で調査地点を設定していますが、現地調査を実施していく中で、猛禽類の出現状況も踏まえ、適宜調査地点を追加してまいります。</p> <p>以上の考えのもと調査地点の設定を行っていますが、今後も現地調査を行っていく中で事業計画や現地の状況に応じて地点の見直し・追加を行ってまいります。</p>
8	<p>3. 猛禽類の渡りの調査を詳細に行うべき</p> <p>松前半島から津軽半島はノスリやハチクマなどの猛禽類の渡りのルートとなっている。特に白神岬から 10km 程度しか離れていない対象事業実施区域は渡りの主要ルートにあたる可能性がある。渡りの時期は年変動も大きいことから、通常的环境影響評価の調査よりも期間を長めに設けて詳細に調査を行うべきである。</p>	<p>方法書の図 3.1-16(2)にお示ししているとおり、既存資料調査結果として本州と白神岬間で猛禽類の渡りルートが存在することと、専門家からのご意見を踏まえ、白神岬を通過する渡り鳥が対象事業実施区域を通過する可能性があるものと考えております。</p> <p>渡りの時期に年変動があることも踏まえ、現地調査期間内で極力渡りのピーク期に調査を実施できるよう、タカの渡り全国ネットワーク等の既存資料の収集等により調査の適期を把握できるよう努めてまいります。</p>

(意見書 3)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
9	<p>1. 基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設(以下、風車という)の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。加えて、本方法書では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、またすべての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。 	<p>今後、方法書でお示しした調査を実施し、自然環境や周辺住民の皆様の生活環境への影響を予測・評価したうえで、必要に応じて環境保全措置を講じることで影響の回避、低減を図ってまいります。</p> <p>また、生態系の保全は生態系を含めた景観の観点からも重要と考えておりますので、そのために動植物についての現況把握に努め、その結果を準備書に記載いたします。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。 	<p>今後実施する現地調査の結果を踏まえ、自然環境への影響を最小限にできるような事業計画としてまいります。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> 環境の保全の見地から事業の中止を求めます。 	<p>今後、現在審議いただいている方法書に基づいた現地調査を行い、予測評価を行ってまいります。そのうえで影響を回避・低減できるよう努めてまいります。</p>
12	<p>2. 意見書の提出方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 	<p>今後、メールでの受付についても検討してまいります。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。意見書 	<p>印刷や縦覧終了後の閲覧につきましては著作権などの関係から不可とさせていただいておりますが、今後検討してまいります。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>の印刷およびダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会において公開するように要望しております。</p>	
14	<p>3. 生物、植物への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域は、北海道指定の鳥獣保護区に隣接しておりセンシティブティマップでは、注意喚起レベルCであり、重要種であるクマタカの生息地でもあります。また、海岸域では海鳥の繁殖地となっていることから、このような重要地において事業を進めるべきではありません。 	<p>既存資料調査結果を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲には重要な種が生息・生育するものと認識しております。</p> <p>今後現地調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲における動植物の生息・生育状況を適切に把握してまいります。</p> <p>また、希少猛禽類調査及び渡り鳥調査においては海岸沿いも地点を配置しており、確認された海鳥についても記録いたします。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施想定区域は、昆虫類の多様性保護のための重要地域です。昆虫は生物多様性にとって不可欠な構成要素であり、人の生存基盤である自然生態系における重要な役割を果たしています。昆虫類は、ある地域生態系における食物連鎖の中で、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類といった幅広い動物相の餌資源となる低次消費者であり、地域の生態系を支える重要な役割を担っています。 	<p>対象事業実施区域及びその周囲における昆虫類の生息状況について、今後現地調査で把握し、専門家のご意見を踏まえながら、適切に予測及び評価いたします。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画想定区域の南側海域は、重要な海鳥の繁殖地となっており、採餌に利用する海域であるマリン IBA であり環境保全、生物多様性の観点から重要度の高い海域です。 	<p>本事業は陸上の風力発電事業であり、海域は改変を行わないため、海鳥が採餌に利用する海域については影響はないものと考えております。マリン IBA に記載されている重要な海鳥の繁殖地としましては、松前大島及び松前小島であると認識しております。</p> <p>しかしながら、対象事業実施区域から海岸まで約 2km の離隔があるものの、今後実施する現地調査において海鳥が確認されることも十分想定されます。海鳥が確認された際には記録を行い、得られた結果を元に適切に予測及び評価いたします。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> ・風車の設置や搬入道路の拡大・掘削により、知内川やほかの河川に濁水が流出します。渡島半島の諸河川は流路が短いので、濁水や土砂が河川下流や海域に流出し、水棲生物や魚類への悪影響が危惧されます。サケの遡上河川でもあることから、それらへの影響は必ず避けなければなりません。 	<p>工事に伴う濁水影響に関しては、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体等関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、対策を講じた事業計画を策定いたします。また、対象事業実施区域及びその周囲の河川における魚類等水棲生物の生息状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画想定区域の沿岸域は、松前矢越道立自然公園であり、切り立った海蝕崖と岩礁・奇岩・海蝕洞などからなる荒々しい海岸風景は、崖上に生育するツツジ・シャクナゲなどの植物に彩られ、すぐれた景観を誇っています。特定植物群落も点在していることから改変によって、景観はもとより植物に対しての影響が大きく懸念されます。 	<p>海岸域に位置する松前矢越道立自然公園につきましては対象事業実施区域外であるため、植物への影響はないものと考えております。同自然公園に点在する特定植物群落として「松前、福島の海岸植生」の分布が確認されておりますが、これらに関しても対象事業実施区域外であるため、影響はないものと考えております。</p>
19	<p>4. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約 0.6km、配慮が特に必要な施設である「湯の里診療所」まで約 1.9km とあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れ 	<p>騒音・超低周波音の影響度合いは距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なります。最寄り住宅付近、「湯の里診療所」付近でも騒音及び超低周波音の調査地点を設定しておりますので、今後、現地調査を実施したうえで、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、その結果を準備書に記載いたします。</p>

(表は前ページの続き)

	<p>ている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。また昨年、北見市常呂では風力発電7基の試運転が始まりましたが、12月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。</p>	
20	<p>・これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後もし、完成し稼働するようなことがあるならば、5km圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えている場合は、発電事業を中止すべきです。</p>	<p>騒音・超低周波音の調査・予測は、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により実施いたします。予測結果において不確実性が大きいと判断した場合は、事後調査としてモニタリング調査も検討いたします。</p>
21	<p>5. 景観に対する影響評価手法について ・景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。該当地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。</p>	<p>方法書においては、調査及び予測評価の手法についてお示ししております。今後の現地調査結果を踏まえた、準備書において実施する予測及び評価においては、風力発電機の見え方に関する知見である、平成29年に「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握1)」も参考といたします。</p> <p>なお、風力発電機の水平の広がりについては、評価の指標が存在しないことから、評価が難しいと考えておりますが、準備書において予測結果を適切にお示しいたします。</p>
22	<p>6. 専門家等からの意見概要について ・様々なジャンルの専門家より意見聴取を行っていますが、氏名や所属が記載されていません。環境影響評価法に準じた公的書類であることから、個人情報保護という認識ではなく透明性を図るためにも、準備書以降においては公表すべきです。</p>	<p>専門家のプライバシー保護のため、氏名や所属の一般公表が控えさせていただいておりますが、北海道等の行政機関へは、ヒアングした専門家の氏名及び所属を非公開資料として共有し、透明性を図るように努めております。準備書においても、氏名や所属の一般公表が控えさせて頂くことについてご理解頂きたいと存じます。</p>
23	<p>7. 国有林内での計画について ・風車建設予定地は大部分が国有林内であり、かつ水源かん養保安林です。国有林は国民の財産でもあり、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地からも改変せずに守らなければならない地域であり、植生自然度9が計画地の大部分を占めていることから、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。また、切土・盛土・捨土を行った後、雨水によって浸食される恐れがあり、当事業予定地の急峻な法面崩壊防止の措置は不可能です。</p>	<p>国有林、保安林における改変は関係機関と協議、調整を行ったうえで実施しますが、環境保全、水資源保全・土砂災害防止の見地から影響をできるかぎり低減できるように事業計画を検討いたします。植生自然度が高い箇所については、現地調査の結果人為的な影響を受けている環境であることも否定できません。現地調査において、植生自然度が高い箇所等、人為的な影響を受けていない環境である箇所を改めて把握し、準備書の段階において対象事業実施区域からの除外や改変の回避を検討いたします。</p>
24	<p>8. 協議会について ・これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。</p>	<p>調査結果に基づく予測及び評価結果は準備書に記載したうえで縦覧し、住民説明会でご説明し皆様のご意見を伺います。また、予測及び評価結果は北海道庁や経済産業省において客観的な審査を受けることとなっております。</p>
25	<p>9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言</p>	<p>今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計るよう努めてまいります。</p>

(表は前ページの続き)

	い難く、今後計画を進めるにあたってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。	
26	10. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。	予測における不確実性の大きい項目については事後調査を計画し、図書に記載いたします。事後調査の結果、予測結果から乖離し甚大な環境影響が低減できていない場合は、追加の環境保全措置を検討いたします。

(意見書 4)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
27	<p>本意見書は御社が計画中の標記事業の環境影響評価の方法に対し配慮すべき項も含め意見するものである。また事業化へは多様な環境保全評価を望むものである。</p> <p>総括的事項</p> <p>(1) 事業計画区域は渡島半島南部、松前矢越道立自然公園に隣接し、位置は知内町最高峰、知内岳(852m)稜線を分ける2級河川知内川右岸4支流の流域上下流、国有林が主で林道、河川含め概ね保安林である。</p> <p>知内岳へ向かう太い丘陵が河川を分け泥岩、礫岩、砂岩など堆積岩や火山性安山岩の上に表土を形成する。なお、西側に泥岩や礫岩の断層面がある。</p> <p>計画区域上部にあたる東西の標高800m稜線にはブナ、シナノキ、ダケカンバの巨木が林立、予定地の出石川とコモナイ川に挟まれた5~700m丘陵地はブナ自然林が広く分布し稜線は広葉樹とチシマザサで覆われている。南部に松前矢越道立自然公園、西部に知内町鳥獣保護区が南北に繋がる。沢に沿ってトドマツなど針葉樹の植林地も広範囲にあるが、計画区には草本としエビネ類などラン科、イワカガミ等、希少種が群生し生育しているとみられる。</p> <p>野鳥は流域にクマタカ、森林にクマゲラなどの大型鳥類などみられ、管理鳥獣のヒグマ、エゾシカの痕跡も多く生態系が保たれた重要な地域となっていて、計画地中心は国有林で保安林にあたる。</p> <p>いっぽう、付近地にあたる東側の知内丸山に向けて古代地層がみられ崩壊しやすいことから小谷石地区で過去に土石流災害が起こっている。環境影響評価を実施するにあたって地点は離れているが知内丸山一帯の土石流災害、西部断層や保安林機能の影響を最新の知見及び評価手法を採用し内容が簡明となるような定量的方法を用いること。</p>	<p>地元における環境情報を共有いただきありがとうございます。頂いた環境情報も参考として、今後、現地調査を実施いたします。</p> <p>土砂災害については、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。</p> <p>環境影響評価にあたっては、最新の知見及び評価手法に関して情報収集し、内容が簡明となるよう、定量的な方法を用いた予測及び評価に努めます。</p>
28	<p>(2) 本事業は、総出力4万8千kWの風力発電所を設置する計画とし、12基を計画区に設置することから、環境影響を回避・低減する対策と悪影響を想定した事業損失の代償(リスクヘッジ)を事業者が関係自治体、機関、団体、住民等へ提示する必要がある。</p>	<p>今後、方法書終了後の段階において方法書に記載した手法により現況の調査を行います。その際の調査結果を基に事業による環境への影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討のうえ、環境への影響を回避又は十分な低減をいたします。その結果は準備書に記載のうえ、説明会等</p>

(表は前ページの続き)

		を通じて、地元の皆様へ内容をご説明いたします。
29	(3)本事業に際し、重大な環境影響の項が生じ、これが回避又は十分な低減が科学的根拠をもとに示すことができない場合、かつ団体や住民との合意形成が困難な場合において、対象事業実施区域の絞り込みや事業規模の縮小はもとより事業計画そのものの見直しを行う必要がある。	方法書以降の調査を基に予測・評価し、影響の回避・低減を検討しますが、その結果、回避又は十分な低減が出来ない場合は配置変更・規模変更なども含めた検討を行う予定です。
30	2 個別的事項 (1)騒音及び超低周波音、風車の影 事業計画区域の山地に住居、作業所がある場合。特に低周波音や風車の影による健康影響を含む重大な環境影響が生じるおそれがあるので、日影図の情報等に基づいた適切な方法で調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を評価すること。	超低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成28年)によると、『風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波数成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。』と記載されております。しかしながら、本事業では超低周波音についても「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成12年)で定められた方法により調査を行い、予測及び評価を実施いたします。 風車の影については、影響範囲及び時間をシミュレーションによって把握し、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(環境省、平成25年)を参考にしながら予測及び評価を実施いたします。
31	(2)水環境 事業計画区域内の事業にあたって施業道拡幅、建設地開削などの土地改変、樹木伐採による表水、地下水の攪乱、濁水発生や土砂の流出、流亡などによる河川へ土砂流出などの負荷は少ないと考えられることから迅速に調査で予測を行い、治水安全度の比較や濁水、陸域から海域への栄養塩の損失など近海の漁業被害も合わせ重大な環境影響の有無を早期に評価すること。	流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留め、樹木の伐採範囲を極力小さく計画するよう留意して設計のうえ、濁水発生や土砂の流出、流亡、陸域から海域への栄養塩の損失による影響に配慮いたします。さらに、環境影響評価としては、工事期間中に造成等により一時的に発生する濁水に関して、調査、予測及び評価を実施いたします。 地下水への影響については、風力発電機設置場所付近で別途詳細な地質調査を行い、地下水脈が存在する深さまでの改変を回避するように留意いたします。
32	(3)動物 事業計画区域内では、クマタカ、クマゲラ、オジロワシ、ミサゴ、ノスリなどの希少猛禽類の飛翔が確認あるいは想定され、渡りの拠点、本州との中継地、種により通過ラインに重なるなど懸念される最重要ゾーンであることから細心の調査をもって評価をすること。 また、大型獣は、エゾヒグマ、エゾシカ、エゾユキウサギなどが生息し、特に人的被害の多いエゾヒグマ、農林業被害の多いエゾシカなどは事業による被圧で想定外の移動範囲、距離を生みやすい。 これらは風車事業と関連する管理道を利用し移動時間短縮、食害域を拡大することが報告されている。それら想定されることを評価すること。	対象事業実施区域及びその周囲の希少猛禽類及びその他の鳥類の生息状況、渡り鳥の利用状況について、調査結果及び専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。 また、エゾシカ等の哺乳類については、対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。
33	(4)植物、生態系 事業計画区域内は水源涵養など保安林で占められ知内岳(852m)稜線東部は鳥獣保護区で林相が安定した保安林が広範囲に連続している。知内川本流にかけての太い尾根は林床植生が安定し	対象事業実施区域及びその周囲の植物相並びに植生の分布状況について調査を行い、その結果から専門家の助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。

(表は前ページの続き)

	<p>生態系保護でも重要な区域であり植林はトドマツ、スギ、カラマツ、エゾマツ等が植えられ管理林道も広く奥深く繋がっているが草本相は意外と豊富。林床にはエビネ、サルメンエビネ、ノビネチドリ、イワカガミなどの希少草本、低木にキブシ、オオバクロモジなどが点々と存在しウラクロシジミの食草(樹)、マルバマンサクの生育も想定されるなど南方と北方の植物が重なる重要な区域である。</p> <p>そのなかで風力発電設備や機材搬入路、管理道路の設置、開削はもとよりヘリ輸送などに伴う集積場や路側の掘削など土地改変での植生破壊などのよる環境影響の有無とそれらの代償を評価すること。</p>	<p>なお、風力発電機ヤードや搬入道路等の造成については、既存の林道を利用する等、改変面積を可能な限り最小限に抑え、改変による植物の重要な種及び植生への影響を極力低減するよう検討いたします。</p>
34	<p>(5)景観</p> <p>事業計画区域は国道から近く丘陵地帯の山間へ向かう馬蹄のレイアウトで景観上の不具合点は少なくとも考えられる。とくに、道の駅、新幹線展望台、キャンプ場、公園など観光スポット「眺望点」からの景観影響の予測につき評価すること。</p>	<p>風力発電機が視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、公的なHPや観光パンフレット等に記載される眺望の情報が掲載されている地点かつ可視領域図の可視範囲に該当する主要な眺望点を確認いたしました。</p> <p>その結果を踏まえ、「道の駅しりうち」にある「新幹線展望塔」等11地点を景観の調査地点として選定いたしました。</p> <p>引き続き、情報収集に努め、眺望目的での利用がある地点を確認できた場合は調査地点への追加を検討します。</p>
35	<p>(6)人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>事業計画区域は、登山、溪流魚釣り、春の山菜、秋のキノコなど採取する道民も多い。これについても利用にあたって適切な方法により調査及び予測を行い、環境影響の有無を評価すること。</p>	<p>頂戴したご意見を踏まえて情報収集に努め、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を改めて確認いたします。情報収集の結果、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所を特定した場合には適切な調査、予測及び評価を実施いたします。</p>
36	<p>(7)その他</p> <p>事業計画区域には発電所として送電線網をどのような経路で組むか、送電線路の線引き、電柱の設置箇所、高さ、色彩次第で環境への影響は少なくない。また、風況は期待値ではなく実測値を明らかにしたうえで、北電など契約年数と施設耐用年数に整合性があるか。</p> <p>さらに事業終了、もしくは、事業撤退した場合の施設取り壊し、森林、草地への計画前復元が懸念されることから、これらについても適切な方法、契約による確約及び予測を明らかにし、重大な環境影響の有無を評価すること。さらに工事中の相当量の残土、伐木など建設廃棄物についてその処理について具体的に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域内におきまして、送電線は可能な限り地中埋設を検討のうえ、環境に配慮いたします。</p> <p>また、風況につきましては当然事業性にもかかわることから、期待値ではなく、実測値を基にした解析を行い、算出していく予定です。なお、それらの解析データを基に、許認可をとっていくことから、耐用年数などに対する整合性についても対応していく予定です。</p> <p>事業の終了時の撤去につきましては事業期間を通じて費用の積み立てを行い、対応する方針です。</p> <p>工事の実施に伴う残土及び廃棄物については、その発生の抑制に努めるとともに、発生した場合の処理方法等について準備書に記載いたします。</p>
37	<p>(8)所見</p> <p>風力、地熱、水力、太陽光などの自然再生可能エネルギー事業を推進し電源を分散していくのはわが国の求めるところで当会、当ネットワークも反意は無い。しかしながら、環境影響評価方法書、環境影響評価の段階で本風力発電事業、実施計画区域での風力発電事業計画には次の3項で水環境、沿岸漁業、生態系および安全へ悪影響が生ずると懸念されるため、早期に事業可</p>	<p>防災に対する内容に関しては、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。なお、環境影響評価は、事業実施の可否を判断するものではなく、環境保全措置を講じることにより、周辺環境への影響を回避</p>

(表は前ページの続き)

	否の判断をされたい。	又は極力低減することができるかについて検証することが制度の主眼になります。そのため、調査、予測及び評価を実施し、本地域の環境に重大な影響を生じさせないために、どのような対策が重要であるかを検討したうえで、より良い事業計画策定に反映させる所存です。
38	a. 流域の丘陵のブナの森の多くは美林である。林道、施業道および丘陵の森林の土地改変は健康なブナ帯林相つまりチシマザサブナ群団にダメージを及ぼし裸地増加で流域に河川増水や土砂移動の増加、洪水パラメータである流域流出率を上げることから、河川の治水安全度を悪化させると考えられる。	河川の治水環境に配慮し、流域あたりの改変率を極力低減するため、今後の詳細設計にあたっては改変面積を可能な限り小さく留めるように留意して設計いたします。なお、林地の改変により、改変場所の流出係数が変化いたしますが、裸地に降った雨を裸地の流末に沈砂池を設置して、周辺林地に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。林道や管理道路の排水も短い区間に区切って、極力河川等からの離隔が取れる場所から周辺土壌に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制いたします。
39	b. 流域は地盤が崩れやすい堆積岩もあり泥岩、礫岩層は地滑りを起こしやすく事業にあたって林道改変、風車建設などの起因で土砂災害や林道、管理用道路からの汚濁水の長期化が沿岸漁業に影響をあたえる懸念もある。	土砂流出の対策については、別途森林法に定められた林地開発許可制度の中で、自治体関係部署と協議を行い、濁水対策設備の設計や対策を今後詳細に検討し、周辺の水環境に配慮のうえ、土砂災害の対策を講じた事業計画を策定いたします。林道や管理道路の排水も短い区間に区切り、極力河川等からの離隔が取れる場所から周辺土壌に浸透させることで、流域流出率の上昇を抑制するよう検討いたします。上記の対策を講じることで、河川環境への影響を極力低減し、沿岸漁業に支障が生じないよう、最大限配慮いたします。
40	c. 事業区域は風車の回転音、低周波がヒグマ、エゾシカの生活攪乱や森の改変で森林植生への被圧、彼らの好餌部消滅など影響は少なくないと考えられ、回避行動が市街地近い植林地、田畑や住民へ向かい人的被害、一次産業へのポテンシャルは否定できない。	ヒグマやエゾシカ等の大型哺乳類について対象事業実施区域及びその周囲での生息状況を調査により確認し、その結果を踏まえ、必要に応じて、専門家等からの意見聴取や地元住民からの聞き取り等の内容も鑑み、適切な環境保全措置を検討してまいります。
41	これらから、安全や生態系保全上も本風力発電計画は環境へ少なからず悪影響を与えるものと考え意見する。	いただいたご意見を踏まえ、今後、調査、予測を実施し、本風力発電計画が地域の安全や生態系保全等にどのような影響を及ぼすかについて適切に評価いたします。

(意見書 5)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
42	・切盛法面の緑化は極力在来種を用いるとの方針は遵守してほしい。工事や保守での出入りがある中で外来種を用いられては容易に逸出するおそれがあり、用地管理者との協議でもその点の説明をする必要がある。できることなら現地で採取した種子が望ましい。なお外来種を用いる際はその旨を公表してほしい。	対象事業実施区域及びその周囲の生物多様性に配慮し、用地管理者と協議のうえ、切盛法面は可能な限り在来種による緑化を行います。公表にあたっては、関係機関と協議し検討いたします。
43	・景観調査は新幹線ビュースポット（木古内町建川）でも行うのが望ましい。	木古内町に位置する新幹線ビュースポットについて把握しておりますが、木古内町に説明を実施した際、関係自治体として取り扱わなくても良い旨、回答を頂いており、木古内町に位置する新幹線ビュースポットは非選定にしております。
44	・夜間の渡り鳥調査は、白神岬での標識調査の結果を踏まえると 8 月中から行うのが望ましい。また、津軽海峡の対岸にある竜飛崎付近で	白神岬での標識調査の結果及び原星一氏等による夜間の渡り鳥調査につきまして、今後調査時期等について参考にさせていただきます。

(表は前ページの続き)

<p>も、原星一氏による渡り鳥調査が夜間に行われており、時期などが参考になるだろう。さらに、サーマルスコープやサーマルカメラを用いた調査を行うか、あるいは、任意観察調査の期間のみならず、渡り鳥調査の期間においてもラインセンサス調査ルートをまたは風力発電機の配置予定地点などに IC レコーダーを設置し、nocturnal flightcall を発する渡り鳥の調査をする必要があるだろう。</p>	<p>夜間の渡りについては、専門家のご意見も踏まえ、サーマルカメラやサーマルスコープなどを用いて実際に目視により飛翔状況を確認する手法などを検討しております。また、渡り鳥調査期間は春季(3~5月)及び秋季(9~11月)と設定しており、この期間において IC レコーダー調査を実施する計画としております。</p>
--	---

(意見書 6)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
45	<p>日本全体北海道でも電気は足りています。自然を壊す風力発電をこぞって建てようとしているのは時代の流れに逆い、未来を汚すものです。風力発電の耐用年数は 20 年といわれています。20 年が過ち、使えなくなった風車を壊すのは、地元民となっており、まったくの無駄です。道南圏に建てられようとしている風車建設計画の再考をお願いしたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 事業期間終了後は、事業者が自らの負担と責任の下で撤去しますので、地元の方々に風力発電機を撤去していただく必要はございません。</p>

(意見書 7)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
46	<p>木古内から知内に向かう国道 228 号線は日本海追分ソーランラインと呼ばれています。背に函館山、津軽海峡をはさみ左手に津軽や下北の半島を臨みまさに絶景の直線シーサイドルートです。知内の山々に風車が立ち並ぶ計画に反対します。景観がだいなしです。いまや日本海沿岸とくに北海道でも風力発電がさかんに行われており、風車のない真に道南の海岸線の原風景とも感じられる場所はもうあまりありません。また風景は建造物だけでなく草や木、昆虫、動物、風や雨、ありとあらゆる物により醸し出されてくるものです。一度、壊されれば、2 度と再生できるものではありません。</p>	<p>地域住民の方々にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努め、国道 228 号線等の景観について配慮してまいります。</p>
47	<p>地震が日本中で多発しておりこの地域も断層が多くあるため風力発電施設への被害が考えられ、また、それによる二次災害も予想されます。</p>	<p>日本中で地震が多発しておりますが、風力発電機の設計は高層ビルと同等の基準が適用されており、東日本大震災でも、令和 6 年能登半島地震においても風車の倒壊はございませんでした。 本案件におきましても断層などに関し、関係機関などとも協議のうえ、安全に配慮した計画を検討してまいります。</p>
48	<p>この地域は、何もないのではなく、未来に残しておくべき財産です。豊かな自然が残されています。CO₂削減のための再生可能エネルギーとしての風力発電施設建設ではなく、この地域は CO₂削減のために別な貢献が可能です。環境に多大なる影響をあたえる風力発電事業を知内の山々で行うべきではありません。</p>	<p>自然への影響につきましては今後の環境影響評価現地調査とそれに基づく予測にて評価し、影響を低減するよう計画していく予定です。</p>
49	<p>また、重内、中ノ川から風車が見えるのならば、木古内方面からも目視できます。環境アセスメ</p>	<p>景観の調査地点の範囲は、「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術(Ⅱ) 調査・予測の進</p>

(表は前ページの続き)

	ントの範囲に問題があります。	め方について ~資料編~(環境省 自然との触れ合い分野の環境影響評価技術検討会中間報告、平成12年)において、「垂直視角と送電鉄塔の見え方」は、垂直見込角が1~2度を超えると景観的に気になり出す可能性がある」とされているため、視野角1度以上で将来の風力発電機が視認される可能性のある範囲を、景観的に影響が生じうる範囲と考え、風力発電機が視野角1度以上で視認される可能性のある範囲内において、公的なHPや観光パンフレット等に記載される眺望の情報が掲載されている地点かつ可視領域図の可視範囲に該当する地点を選定しており、調査範囲は適切と考えております。
50	発電終了後現状回復ができないなら作らないでください。	発電期間終了後の撤去につきましては関係法令を遵守のうえ、関係機関とも協議し、適切な方法で現況復帰いたします。

(意見書 8)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
51	<p>・知内町の町名はアイヌ語「チリ・オチ」で～鳥居る処、又はタカ居る処～の意味だとされ、江戸時代には鷹狩用の鷹を飼育して幕府に献上したという文献が残っております。</p> <p>・町名の由来の通り町内には絶滅危惧種猛禽類、希少猛禽類が数多く生息しております。主にオオワシ、オジロワシ、クマタカ、ハチクマ、ミサゴ、ノスリ、ケアシノスリ、オオノスリ、チュウヒ、オオタカ、ハヤブサ、ハイタカ、チゴハヤブサ、チョウゲンボウ、ツミです。また、フクロウ、ミミズク類も生息。エゾフクロウ、シマフクロウの情報もあります。</p>	<p>既存資料調査にて対象事業実施区域及びその周囲において生息記録のある鳥類相について整理を行いました。具体的にご教示頂きました種も参考にさせて頂き、今後現地調査を実施し鳥類の生息状況を把握してまいります。</p>
52	<p>・ここ5年程の情報でミナゴヤダム近くで夏季にオジロワシの確認があり、私は2023年5月11日重内地区知内川の重内頭首工近付で番いを確認。尾刺地区からミナゴヤダムにかけて繁殖していると思います。繁殖への影響は？</p>	<p>貴重な情報をご提供頂きありがとうございます。頂きました情報も参考にさせて頂き、今後実施する現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における希少猛禽類の生息状況を把握し、得られた現地調査結果をもとに専門家からの助言を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。</p>
53	<p>・1998年頃から特別絶滅危惧種のクマタカが冬期中心に小谷石地区にて留っています。矢越海岸並びに知内川神馬橋周辺一帯が捕食場所の様です。1998年の3年前だと記憶していますが福島町千軒地区旧千軒小学校裏での日本野鳥の会道南松山で実施の標識調査でクマタカの若鳥を捕獲しております。そのことから建設予定地の山岳に於いてクマタカの繁殖がある確信しています。クマタカへの影響は？</p>	<p>貴重な情報をご提供頂きありがとうございます。頂きました情報も参考にさせて頂き、今後実施する希少猛禽類調査でクマタカの生息状況を把握し、その結果を基に、専門家等のご意見を頂きながら適切に予測及び評価いたします。</p>
54	<p>・知内町は渡り鳥の拠点、ルートとなっております。その殆んどは、建設予定地の山岳越え、矢越岬灯台を中心とした海岸地帯から、津軽海峡を渡ります。オオハクチョウの北帰は福島岬からの姿を能く確認できます。特にノスリ、ハチクマの渡りの往来は上昇気流を利用することから建設予定地の山岳の尾根をルートとしております。渡り鳥への影響は？</p>	<p>貴重な情報をご提供頂きありがとうございます。既存資料調査結果からも対象事業実施区域及びその周囲において渡り鳥の通過ルートとなっている可能性があるかと認識しておりますが、頂きました情報も参考にさせて頂き、今後渡り鳥の現地調査を実施し、得られた結果を基に、専門家等のご意見を頂きながら適切に予測及び評価いたします。</p>
55	<p>・建設予定地のムズルセに北海道南限のトドマツの自生林があります。トドマツ林への影響</p>	<p>希少個体群保護林に指定されているトドマツ林については対象事業実施区域に含まれていま</p>

(表は前ページの続き)

	は？	<p>すが、改変は行いません。また、保護林の周囲についても改変を行わないよう配慮いたします。</p> <p>なお、トドマツ林を含む重要な植物群落についても、今後現地調査を行い、その結果について専門家等のご意見を踏まえ、適切に予測及び評価いたします。</p>
56	・建設予定地の上空は飛行物体（ドクターヘリは海岸寄り）の空路となっておりますが、その障害影響は？	<p>ドクターヘリの空路について、関係機関とも協議の上、確認し、障害とならないように配慮してまいります。</p>
57	※調査期間が短く、調査地点も少ないと思います。	<p>調査期間について、各分類群において適切な季節に調査を行い、通年の生息状況を把握することとしておりますが、希少猛禽類については、希少猛禽類の出現状況によっては、調査期間を延長する場合がございます。</p> <p>調査地点について、現地を確認した上で、概ねの植生を考慮しながら対象事業実施区域及びその周囲の動植物の生息・生育状況を把握できるよう、専門家のご意見を頂きながら設定しております。また、現地調査を行う中で今後必要に応じ調査地点の追加・変更を検討してまいります。</p>
58	※建設予定前には建設地周辺の住民並びに町民を対象に累時対話集会開催すること。又、専門家専門分野の団体の代表との協議会を累時開催すること。又、建設完成後もこれらを対象に定期的に対話集会、協議会を開催すること。	<p>今後も環境影響評価法などに則った説明会のほかにも、必要に応じて説明会を開催するなど情報の開示、共有に努めてまいります。</p>
59	※町民、近隣町民、関係者、関係団体、専門家専門分野団体の代表へ、随時、アセスメントの情報を公開すること。 以上、私からの意見といたします。	<p>アセスメントの内容につきましては環境影響評価法に則り、開示いたします。</p>

(意見書 9)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
60	<p>以下の文章を転載する場合、要約せず、文章をそのまま載せてください。</p> <p>■天然林 対象事業実施区域内の国有林には樹齢 100 年を越すブナの天然林が広く広がっています。特に、風車#4～#8 が設置される幅の広い稜線には、ブナの古木があります。森林簿から抜き出したものを以下に示します。 林班小班樹齢（年） 4242 に 169 4243 と 165 4255 に 184 4256 ろ 204 4257 か 204 その他の場所でも、トドマツやスギの植林を取り囲むように樹齢 100 年を越す天然林が広がっています。一例を挙げれば、風車 #1 から #3 が配置される痩せた稜線の両側は棚のような地形ですが、これは地すべりの土砂が堆積している場所です。ここに、ブナの天然林を残すことによって、稜線と斜面の安定を保っています。同時にその保水機能によって、コモナイ川や出石川及び下流の知内川流域を洪水の被害から守っています。さらに、林床の土中環境、沢筋の水</p>	<p>風力発電機 No. 4～8 の周囲につきまして、ご指摘の通り森林調査簿によると樹齢 100 年を越すブナ等が生育しています。環境省の現存植生図によると方法書 3.1-55 ページにお示しているとおおり、一部にブナ林に該当するチシマザサーブナ群団がかかっていますが、主にはミズナラ林に該当するトリアシショウマーミズナラ群集が分布しています。</p> <p>また、風力発電機 No. 1～3 の周囲も同様に樹齢 100 年を越すブナ等が生育しています。環境省の現存植生図によると主にトドマツ植林やカラマツ植林、斜面上は主にトリアシショウマーミズナラ群集が分布しています。</p> <p>今後、現地にて植生調査を実施し、現状の植生の分布状況を把握してまいります。その際には、森林調査簿の情報も参考にいたします。</p> <p>なお、ブナの自然林等の植生自然度の高い植生が確認された場合には、重要な群落として予測及び評価いたします。</p> <p>情報提供いただいた「樹木シリーズ⑩ブナ」(森と水の郷あきた あきた森づくり活動サポートセンター総合情報サイト HP) につきまして</p>

(表は前ページの続き)

	<p>環境を健全を保つことによって、豊かな生態系の維持に役立っています。 ブナの天然林とそれが育くむ豊かな生態系の様子が写真付きで説明されているホームページがありましたのでご覧ください1)。 1)あきた森づくり活動サポートセンター樹木シリーズ 17 http://www.forest-akita.jp/data/2017-jumoku/17-buna/buna.html</p>	<p>も参照させていただきます。</p>
61	<p>方法書によれば、本事業による改変面積は風車ヤードだけで 17ha、切土量は 136,390m³、盛土量は 131,900m³です。令和 3 年の熱海市伊豆山の土石流の源頭部にあった盛土の量の約 2 倍です。 その他、道路造成による改変があります。風車の大きさからアクセス道路の幅員は 5m 以上と推定します。道路の両側をさらに 10m 程度伐採するのではないのでしょうか。 本事業計画は、ブナの天然林を大量に伐採せずには成り立たない計画です。一度伐採されれば、元に戻るのに 100~200 年かかります。 計画の撤回を求めます。</p>	<p>今後の詳細設計や環境影響調査の結果を踏まえ、幅面積や土量についても確認してまいります。その結果は準備書に記載しお示しいたします。 また、ブナの天然林につきましても調査を行い、影響の有無についても予測・評価いたします。</p>

○日刊新聞紙による公告

令和6年2月29日(木)北海道新聞(朝刊)及び函館新聞(朝刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)知内風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 知内風力開発株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 松本 智
 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

二、事業所の所在地 (仮称)知内風力発電事業
 風力発電所設置事業(陸上)
 発電設備出力・最大四万八千キロワット
 (基数・最大十二基)
 北海道上磯郡知内町

三、対象事業実施区域 北海道上磯郡知内町

四、環境影響を受ける範囲 北海道上磯郡知内町

五、縦覧の場所・時間 知内町役場、福島町役場、北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課
 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
 電子縦覧
<https://data.iwd.co.jp/info/shirouchi/>
 令和六年二月二十九日(木)から
 令和六年四月一日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和六年四月十五日(月)までに縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
 一、福島町福祉センター(福島町字三岳三二番地三)
 令和六年三月十八日(月) 十五時から
 二、知内町中央公民館大研修室(知内町字重内二一番地一)
 令和六年三月十九日(火) 十五時から

八、問い合わせ先
 知内風力開発株式会社
 〒一〇〇六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
 霞が関ビルディング十五階(日本風力開発株式会社内)
 電話 〇三(三五一九)七四八一
 土・日・祝日を除く、九時三十分から十七時三十分まで
 (担当 長谷川)

○広報による公告

広報ふくしま（令和6年3月号 No.808）

「（仮称）知内風力発電事業 環境影響評価方法書」 の縦覧および住民説明会のお知らせ

知内風力開発株式会社が計画する「（仮称）知内風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧するとともに、住民説明会を開催いたします。

●事業名称

（仮称）知内風力発電事業

●対象事業実施区域

北海道上磯郡知内町

●縦覧場所

福島町役場企画課

●インターネットによる公表

<https://data.jwd.co.jp/info/shiriuchi/>

●縦覧期間

令和6年2月29日（木）～令和6年4月1日（月）

●意見書受付期間

令和6年2月29日（木）～令和6年4月15日（月）

※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、意見書受付期間終了日までに、縦

覧場所に備え付けの意見書箱にご投函いただくか、下記のお問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

●縦覧・意見書受付時間

土・日・祝日を除く開庁時

●住民説明会（開催日時、会場）

令和6年3月18日（月） 15：00から
福島町福祉センター（福島町字三岳32-3）

〈お問い合わせ先〉

知内風力開発株式会社

住所：〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビルディング15階

担当：長谷川

（土・日・祝日を除く、9：30～17：30まで）

電話：03-3519-7481

○広報による公告

知内町広報の折り込みチラシ

「(仮称) 知内風力発電事業 環境影響評価方法書」
の縦覧及び説明会について (ご案内)

知内風力開発株式会社が計画する「(仮称) 知内風力発電事業」について、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を以下のとおり縦覧し、住民説明会を実施いたします。

- 事業名称：(仮称) 知内風力発電事業
- 事業者：知内風力開発株式会社

【縦覧について】

- 縦覧場所：知内町役場
- 縦覧期間：令和6年2月29日(木)～4月1日(月)
※時間は、土・日・祝日を除く役場開庁時
- 意見書受付期間：令和6年2月29日(木)～4月15日(月)
※環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、住所、氏名、内容を記入の上、上記期間内に、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函もしくは、下記お問い合わせ先までご郵送(4月15日の消印有効)でご提出ください。

【説明会について】

- 日時：令和6年3月19日(火) 15時～
- 場所：知内町中央公民館大研修室(知内町字重内21-1)

【お問い合わせ先】

- 住所：〒100-6015 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング15階
- 担当：長谷川(土・日・祝日を除く、9時30分から17時30分まで)
- 電話：03-3519-7481
- HP(電子縦覧先)：<https://data.jwd.co.jp/info/shiriuchi/>

○インターネットによるお知らせ

(北海道のウェブサイト)

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 法105_(仮称) 知内風力発電事業

法105_(仮称) 知内風力発電事業

ページ内目次 [事業の概要](#) [配慮書](#) [方法書](#)

事業の概要

事業者
知内風力開発株式会社

事業の種類
風力発電所

事業の規模
最大48,000kW

事業実施区域
知内町

関係市町村
知内町、標島町

配慮書

環境影響評価法による第二種事業であり、配慮書が続きなし。

方法書

縦覧

公表日
令和6年(2024年)2月29日

縦覧期間
令和6年(2024年)2月29日～令和6年(2024年)4月1日

一般意見提出期限
令和6年(2024年)4月15日

縦覧場所

- 知内町役場
- 福島町役場
- 北海道環境総合振興局環境健康環境部環境生活課

インターネットによる公表

事業書ウェブサイト

説明会

場所	日時
福島町/福島町福祉センター	令和6年(2024年)3月18日(月) 15:00～
知内町/知内町中央公民館大研修室	令和6年(2024年)3月19日(火) 15:00～

知事意見

カテゴリ [お知らせ](#) [環境影響評価](#)

環境保全局環境政策課のカテゴリ [環境影響評価](#)

このページに関するお問い合わせ

環境保全局環境政策課 環境影響評価係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL : 011-204-5981
FAX : 011-232-1301
[お問い合わせフォーム](#)

最終更新日: 2024年2月29日 (木曜日)

(知内町のウェブサイト)

The screenshot shows the top navigation bar of the Shiriuchi Town website. It includes the town logo and name, a search bar with 'Google 検索' and '検索' buttons, and utility icons for text size/background color, site map, and foreign language. Below the navigation bar is a menu with categories: 知内町について, くらし・手続き, 産業・観光, 移住・定住, 教育・文化・スポーツ, and 町政情報. A large banner area below the menu contains the text '町政情報'.

町政情報

知内町役場 > 町政情報 > 情報発信 > お知らせ > 「(仮称)知内風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

印刷する

お知らせ

- ▶ [もっと知ろう!国内の電気と私たちの暮らしの電気](#)
- ▶ 「(仮称)知内風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ
- ▶ [災害時の避難手段アンケートのお誘い](#)
- ▶ [北海道シェイクアウト\(地震時の安全確保行動訓練\)への参加について](#)
- ▶ [しりうちゼロカーボン特設ページ](#)
- ▶ [コンピュータウイルスへの感染を担うメールにご注意ください](#)
- ▶ [トドックダンス179 in しりうち](#)

マイリスト

- ▶ 登録されたページがありません。

リストに追加する

リストを管理する。

「(仮称)知内風力発電事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

下記事業者が「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第5条第1項及び「電気事業法」(昭和39年法律第170号)第46条の4の規定により「(仮称)知内風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成し、縦覧しますのでお知らせします。

環境影響評価(環境アセスメント)とは

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。
(出典:環境省 http://assess.env.go.jp/1_seido/1-1_guide/1-1.html)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 知内風力開発株式会社
代表者の氏名 代表取締役 松本 智
主たる事務所の所在地 東京都千代田区森が関三丁目2番5号 森が関ビルディング15階

対象事業の名称等

対象事業の名称 (仮称)知内風力発電事業
発電所の原動機の種類 風力(陸上)

方法書の縦覧場所

- ・知内町役場(上磯都知内町字重内21番地1)
 - ・福島町役場(松前都福島町字福島820番地)
 - ・北海道渡島総合振興局保健環境部環境生活課(函館市美原4-6-16)
- ※いずれも土曜日、日曜日、祝祭日を除く開庁時

縦覧期間

2024年2月29日(木)から2024年4月1日(月)まで

電子縦覧

上記「縦覧期間」中は、事業者のホームページからもご覧いただけます。
<https://data.jwd.co.jp/info/shiriuchi/>

意見書の提出について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見用紙(縦覧場所に備え付け又は電子縦覧のホームページからダウンロード)に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、2024年4月15日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函、または下記の「問い合わせ先」に郵送(当日消印有効)してください。

住民説明会について

- 方法書について、事業者が下記のとおり住民説明会を開催します。
- (1)日時:2024年3月18日(月) 15時から
場所:福島町福祉センター 音楽室 (福島町字三岳32-3)
 - (2)日時:2024年3月19日(火) 15時から
場所:知内町中央公民館 大研修室 (知内町字重内21-1)

問い合わせ先

担当 知内風力開発株式会社 長谷川
住所 〒100-6015
東京都千代田区森が関三丁目2番5号 森が関ビルディング15階
電話 03-3519-7481(時間:平日9:30~17:30(土・日・祝祭日は除く))

(当社のウェブサイト1)



「(仮称) 知内風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表について

2024年2月29日
知内風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基づき、(仮称) 知内風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)並びに同方法書の要約書(以下、「要約書」)を作成しましたので、同法第7条の規定に基づき公表します。

縦覧について

縦覧期間	2024年2月29日(木)から2024年4月1日(月) ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
縦覧場所	・知内町役場 ・福島町役場 ・北海道渡島総合振興局

住民説明会について

- 日時：2024年3月18日(月) 15時から
会場：福島町福祉センター 音楽室(福島町字三岳32-3)
- 日時：2024年3月19日(火) 15時から
会場：知内町中央公民館 大研修室(知内町字重内21-1)

※住民説明会参加の際は、受付において手指の消毒、名簿への記入(住所/氏名/連絡先(電話番号))にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。
なお、マスクの着用は個人の判断にゆだねておりますが、感染防止のため着用を推奨しております。

意見書の提出について

意見書提出方法	縦覧場所に設置の意見書箱へ投函いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見募集期間	2024年2月29日(木)から2024年4月15日(月)
意見書様式	ご意見用紙のダウンロードはこちら

(当社のウェブサイト2)

方法書の内容

- [表紙と目次](#)
- [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
 - [3.1 自然的状況](#)
 - [3.2 社会的状況](#)
- [第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- [第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- [資料編](#)
- [方法書\(要約書\)](#)
- [ご意見用紙のダウンロードはこちら](#)

お問い合わせ先

担当	知内風力開発株式会社 (担当 長谷川)
住所	〒100-6015 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング15階 (日本風力開発株式会社 内)
電話	03-3519-7481
営業時間	平日 9時30分 ~ 17時30分 (土・日・祝日は除く)

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 方法書の著作権は事業者等が所有しています。
- 「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

▶ 事業案内

- ・ 風力発電所とは
- ・ 陸上風力発電所を構成する設備
- ・ 洋上風力発電所を構成する設備

▶ 発電所の開発について

▶ 洋上風力発電への取組み

- ・ 今、期待される洋上風力への取組み
- ・ 日本風力開発の洋上風力発電プロジェクト
- ・ 洋上風況観測塔について
- ・ 風況観測及び風況調査について

▶ 開発実績

- ・ 総発電容量
- ・ 陸上風力
- 国内一覧
- 海外一覧

▶ 数字で見る風力発電市場

- ▶ 風力発電ビジネスの将来性

▶ 企業情報

- ・ メッセージ
- ・ 会社概要
- ・ 沿革
- ・ 拠点一覧
- ・ グループ企業

▶ 採用

▶ お知らせ

- ▶ FAQ
- ▶ お問い合わせ
- ▶ プライバシーポリシー
- ▶ サイトポリシー

日本風力開発株式会社

Copyright©Japan Wind Development Co., Ltd. All Rights Reserved.

